

「トップレベル事業所における一部項目における暫定取扱い」について

令和2年7月6日に通知しましたとおり、令和3年度に限り、トップレベル事業所認定申請及び適合報告において令和2年度実績を評価する際は、以下のとおりといたします。

1. 暫定取扱い概要

○評価期間

- ・申請の前年度の年間を通じた継続的な実績
 - 令和2年7月分から令和3年3月分までの9か月分の実績で評価も可
- ・申請の前年度末時点の状況
 - 変更なし

○適用される評価項目

認定基準及び認定ガイドラインに規定される全項目

なお、上記の期間において、新型コロナウイルス感染防止対策実施により、取組が困難な項目については、以下の評価方法を取り入れることも認めます。

(詳細は、次ページの参考「任意期間・項目における実績評価例」をご覧ください)

- ① 任意期間において、令和元年度実績での評価も可
- ② 任意項目での、令和元年度実績での評価も可

※上記①、②を考慮しても、なお取組が困難な項目があれば、お問い合わせください。

2. 暫定取扱いにて評価する場合

認定申請及び適合報告を行う際、上記内容にて評価する項目がある場合は、別添「令和2年度実績における暫定取扱い項目一覧」を記載の上、ご提出をお願いいたします。

(別添「令和2年度実績における暫定取扱い項目一覧」につきましては、本紙と同じHP上に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。)

参考「任意期間・項目における実績評価例」

令和3年度（2021年度）認定申請年度・適合状況報告年度	（従来）	（変更後）
I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目及びII 建物及び設備性能に関する事項に関して	2020年度末時点の状況で評価 	同左（原則変更なし）
I 一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目を除く。）及びIII 事業所及び設備の運用に関する事項について		<p>（原則の評価期間）</p> <p>感染防止対策のため4月～6月は 2020年度7月～2021年度3月分まで除外期間としてもよい 9か月分の実績で評価も可能とする</p>  <hr/> <p>原則の評価期間において、感染防止対策により取組が困難な項目については、以下の評価方法の組合せも認める。</p> <p>① 任意期間（全期間も可）において2019年度の実績での評価も認める。</p> <p>例)</p> <p>4月～6月は除外 7月～9月分まで 10月～3月分まで 2019年度の実績で評価 2020年度の実績で評価</p>  <p>4月～6月は除外 7月～9月分まで 10月～1月分まで 2月～3月分まで 2020年度の実績で評価 2019年度の実績で評価 2020年度の実績で評価</p>  <p>② 項目ごとに、2019年度の実績での評価も認める。</p> <p>注：ただし、①②において、根拠書類の元となるデータ等は2019年度、2020年度のいずれかの年度で統一すること。 同一項目において判断基準は2020年度データ、同イは2019年度データから評価するといったことは認めない。</p> <p>例) ○○システムが導入され、次のアからウまでの全てを満たす場合は評価してよい。 ア □□ →2020年度データで満たしている イ △△ →2019年度データで満たしている ウ ◇◇ →2020年度データで満たしている →この場合は、当該項目での評価は認めない。</p> <p>※ 上記①、②を考慮しても、なお評価困難な項目があれば、相談窓口にお問い合わせください。ただし、意見・要望が認められない場合もございます。</p>